

高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金

飲食店等に対する高知県からの営業時間短縮要請等に伴い、事業活動に大きな影響を受けている事業者の皆さまへ、高知県独自の給付金を給付します。

対象者

以下のすべてを満たす事業者が対象です。ただし、給付金の給付は同一の申請者に対して一度に限ります。

- (1) **資本金の額または出資の総額が10億円未満**の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者であること
- (2) 以下①、②のいずれかを満たし、**令和2年12月の事業収入（売上）が前年同月比で30%以上減少**していること
 - ① 営業時間の短縮要請に伴い、営業時間を短縮した飲食店等と直接又は間接の取引がある事業者
 - ② 営業時間の短縮要請等に伴う外出・移動の自粛により、直接又は間接的な影響を受けた事業者
- (3) **営業時間短縮の要請（R2.12.16～R3.1.11）の対象事業者ではない**こと

給付額

令和2年12月の事業収入（売上）における対前年同月比での減少額（法人においては40万円、個人事業主においては20万円を上限とします。）

申請期間

令和3年2月10日(水)～令和3年4月9日(金)（当日消印有効）

お問い合わせ先

○高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金
申請手続相談窓口（コールセンター）
TEL：088-823-9875

[受付時間] 午前9時～午後5時（土日祝日含む）

詳しくは
こちらから



～申請方法については裏面をご覧ください～



～給付金の申請について～

※持参による申請は受け付けておりませんので、ご注意ください

1. 申請書類を入手

○いずれかご都合の良い方法で、申請書類を入手してください。

①県庁ホームページ(経営支援課) から印刷又はダウンロード

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150401/>

②次の場所で受け取る (※1)

- ・県庁本庁舎1階ロビー (土日祝日を含む)
 - ・県合同庁舎及び県税事務所
 - ・各市町村役場
- (平日のみ)8:30~17:15

(※1)いずれの場所でも窓口での相談対応は実施していませんので、ご不明な点は表面の問い合わせ先までお電話ください。

2. 申請書類の作成

○「給付金給付等要領」をご覧のうえ、必要書類の作成をお願いします。

【①記入が必要な書類】

- ・申請書
 - ・該当要件申告書
 - ・売上減少等の証明書 (認定経営革新等支援機関等 (※2)の証明を受けたものに限りです。)
 - ・誓約書 (自署をお願いします。)
- (※2) 税理士、金融機関、商工会・商工会議所等など国が認定した機関等

【②添付が必要な書類】

- ・本人確認書類の写し (法人の場合は法人代表者のもの) (※3)
 - ・営業に必要な許可等を取得していることが分かる書類の写し (※3、※4)
 - ・振込先口座と口座名義が分かる通帳等の写し
- (※3) 国の持続化給付金の給付通知書 (写し) を提出される場合は不要
(※4) 許可等を必要としない業種の場合は不要

3. 申請書類の提出

○追跡ができる方法で郵送してください。(簡易書留、特定記録など)

※送料は申請者側でご負担をお願いします。

【送付先】〒780-8570 高知県庁

高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金 申請受付係

■オンライン申請については、現在準備中です。準備が整い次第、県庁ホームページでお知らせします。

4. 入金

○申請書の受理後、審査 (※4) を行います。

申請内容に不備がない場合は、受付から2週間程度で口座に振込予定です。

(※4) 審査の結果、不給付となる場合があります。